

○小牧市青年の家等の設置及び管理に関する条例

昭和39年3月28日
条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号、以下「法」という。)第244条の2の規定に基づき、小牧市青年の家及び創垂館(以下「青年の家等」という。)の設置及び管理について必要な事項を定める。

(設置)

第2条 共同生活を通じ、規律、協同、友愛の精神のかん養を図り、心身共に健全な青年の育成を図ることを目的とする施設として、青年の家等を小牧市堀の内一丁目1番地に置く。

(青年の家等の管理)

第3条 小牧市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、青年の家等の管理を法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(利用の許可)

第4条 青年の家等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、青年の家等の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の不許可)

第5条 指定管理者は、青年の家等を利用しようとする者が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき、又は管理上支障があると認めるときは、利用を許可しない。

(特別の設備)

第6条 第4条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、青年の家等に特別の設備をし、又は設備を変更してはならない。ただし、指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

(利用者の義務)

第7条 利用者は、青年の家等の利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第4条第2項の規定により許可に付された条件及び指定管理者の指示に従わなければならない。

(許可の取消し及び利用の中止命令)

第8条 指定管理者は、利用者が前条の規定に違反したときは、第4条第1項の許可を取り消し、又は利用者に対して利用の中止を命ずることができる。

2 市長は、公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、第4条第1項の許可を取り消し、又は利用者に対して利用の中止を命ずることができる。

(使用料)

第9条 利用者は、別表に定める使用料を指定管理者が指定する日までに納付しなければならない。

2 市長は、社会教育上必要があると認めるとき、その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、還付することができる。

(損害賠償)

第10条 利用者が故意又は過失によつて青年の家等又はその附属設備をき損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の手續)

第11条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、事業計画書その他規則で定める書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請があつたときは、次に掲げる基準に従い、適当と認められる団体を選定するものとする。

(1) 利用者の平等な利用を確保するとともにサービスの向上を図ることができること。

(2) 事業計画書の内容が、青年の家等の適切な維持管理を図るものであるとともに管理に係る経費の縮減を図るものであること。

(3) 事業計画書に沿つた管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(4) その他青年の家等の設置の目的を達成するために十分な能力を有していること。

3 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用の許可、利用の不許可、許可の取消しその他利用許可に関する業務
- (2) 維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、青年の家等の管理に関し教育委員会が必要と認める業務
(管理の基準)

第13条 指定管理者は、休館日その他の規則で定める管理の基準に従って青年の家等の管理を行わなければならない。

(過料)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては5万円以下の過料を科する。

- (1) 第4条第1項の許可を受けずに使用した者
 - (2) 第7条の規定に違反した者
 - (3) 第8条の規定による許可の取消し又は利用の中止命令に違反して使用した者
 - (4) その他不正の方法により利用の許可を受けて使用した者
- 2 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、利用条件その他管理について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和39年条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年条例第16号)

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

2 改正後の小牧市青年の家等の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料から適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(昭和59年条例第22号) 抄

この条例は、昭和59年10月15日から施行する。

附 則(昭和62年条例第5号)

1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に改正前の小牧市青年の家等の設置及び管理に関する条例第3条の規定により許可を受けた者は、改正後の小牧市青年の家等の設置及び管理に関する条例第3条の規定により許可を受けたものとみなす。

附 則(平成元年条例第12号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(小牧市青年の家等の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第5条の規定による改正後の小牧市青年の家等の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の申請に係る使用料から適用し、施行日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年条例第4号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第5号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第4号)

1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成13年条例第9号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第23号)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の次に1条を加える改正規定及び第10条の次に3条を加える改正規定(第11条を加える部分に限る。)は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の小牧市青年の家等の設置及び管理に関する条例の規定により許可を受けた者は、改正後の小牧市青年の家等の設置及び管理に関する条例の規定により許可を受けたものとみなす。

附 則(平成25年条例第32号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(小牧市青年の家等の設置及び管理に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

4 第3条、第6条、第7条、第17条及び第21条の規定による改正後の各条例の規定は、施行日以後の申請に係る使用料から適用し、施行日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成28年条例第19号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第20号)抄
(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(小牧市青年の家等の設置及び管理に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

4 第3条、第7条、第8条、第14条、第19条及び第23条の規定による改正後の各条例の規定は、施行日以後の申請に係る使用料から適用し、施行日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。
別表(第9条関係)

区分		使用料(単位円)			
		半日	昼間	夜間	全日
		午前8時30分から正午まで 又は午後1時から午後4時30分まで	午前8時30分から午後4時30分まで	午後5時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで
青年の家	和室 (1室につき)	220	330	550	770
	講義室	660	880	1,320	1,760
創垂館		660	1,100	1,650	2,200
宿泊のため利用する場合	中学生以下	1人1泊につき 220			
	一般	1人1泊につき 550			

備考 この表において「中学生」とは、中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程に在学する者をいう。



史跡小牧山保存活用計画書

令和2年3月

小牧市教育委員会

目次

第1章 計画策定の沿革と目的

1 史跡小牧山の位置	1
2 計画策定の経緯と目的	2
3 委員会の設置と経過	4
4 パブリックコメントの実施	5
5 他の計画との関係	6
(1) 上位・関連計画	6
(2) これまでの史跡小牧山整備に関する構想・計画等	9
(3) その他の関係法令	25
6 計画の実施	29

第2章 史跡小牧山の概要

1 史跡指定の経緯と内容	30
(1) 史跡指定に至る経緯	30
(2) 官報告示、指定説明文とその範囲	31
2 史跡指定地の状況	33
(1) 土地所有状況	33
(2) 史跡指定から現在に至る経過	35
3 史跡小牧山の環境	38
(1) 自然的環境	38
(2) 歴史的環境	41
(3) 社会的環境	70

第3章 史跡小牧山の価値と構成要素

1 史跡指定地の本質的価値の明示	72
2 史跡指定地の本質的価値に準ずる価値の明示	73
3 構成要素の特定	74
4 史跡指定地を構成する諸要素の整理	76
(1) 本質的価値を構成する諸要素	76
(2) 本質的価値に準ずる諸要素	82
(3) その他の諸要素	85
5 史跡指定地の周辺地域を構成する諸要素	96
(1) 本質的価値を構成する諸要素	96
(2) その他の諸要素	98

第4章 現状・課題	
1 保存の現状と課題	100
(1) 史跡指定地全体の現状と課題	100
(2) 史跡を構成する要素ごとの現状と課題	101
2 活用の現状と課題	104
(1) 史跡指定地全体の現状と課題	104
(2) 史跡を構成する要素ごとの現状と課題	108
3 整備の現状と課題	110
(1) 史跡指定地全体の現状と課題	110
(2) 史跡を構成する要素ごとの現状と課題	121
4 運営・体制の整備の現状と課題	122
(1) 現 状	122
(2) 課 題	122
第5章 史跡小牧山の保存活用の大綱と基本方針	
1 大綱	123
2 基本方針	123
第6章 保存（保存管理）	
1 方向性	124
2 方 法	124
(1) 史跡指定地を構成する諸要素	124
3 現状変更等の取り扱い	133
(1) 現状変更等の制度	133
(2) 現状変更等の取り扱い方針	133
(3) 現状変更等の手続き	134
(4) 現状変更等の取り扱い基準	135
4 史跡の防災対策	139
(1) 火 災	139
(2) 自然災害	139
5 史跡の追加指定	139
第7章 活 用	
1 方向性	141
2 方 法	141
(1) 小牧山や地域の歴史や文化を学ぶ場の提供	141
(2) 大学との連携による活用	141

(3) イベント会場や観光資源としての活用	141
(4) ボランティア団体との協働	142
(5) 情報発信	142
(6) 他市町村との連携	142

第8章 整備

1 方向性	148
2 方法	148
(1) 保存のための整備	148
(2) 活用のための整備	148
(3) ゾーン区分	150
3 整備スケジュール	157

第9章 運営・体制の整備

1 方向性	158
2 方法	158
(1) 担当部署の体制	158
(2) 庁内関係部署・学校との連携	159
(3) 有識者、関係機関との連携	159
(4) 多様な主体との連携	159

第10章 施策の実施計画の策定・実施

1 実施すべき施策	160
2 短絡的に実施すべき施策	160
(1) 保存における施策	160
(2) 整備における施策	160
3 中・長期的に実施すべき施策	160
(1) 保存における施策	160
(2) 活用における施策	160
(3) 整備における施策	160
(4) 運営・体制の整備における施策	160

第11章 経過観察

1 方向性	161
2 方法	161

表3-1 構成要素

史跡指定地を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	<ul style="list-style-type: none"> ・織田信長の築城から居城時に該当する遺構、その時期に該当する出土遺物（曲輪、虎口、石垣、土塁、陶磁器、木製品など） ・小牧・長久手の戦いにおいて織田信雄・徳川家康連合軍が陣城とした時期に該当する遺構、その時期に該当する出土遺物（曲輪、虎口、土塁、陶器など） ・名古屋城築城時に石切丁場となったことを物語る矢穴、刻印が残る石 ・現在まで残る小牧山の地形（独立丘）、植物
	本質的価値に準ずる諸要素	<ul style="list-style-type: none"> ・織田信長の築城以前に該当する遺構、その時期に該当する出土遺物（中世寺院の遺構、遺物など） ・近代以降の小牧山の歴史を物語る歴史的建造物（剱垂館） ・近代以降の小牧山の歴史を物語る遺構（防空壕）
	その他の諸要素	保存活用を進める上で必要な諸要素 <ul style="list-style-type: none"> ・管理施設（標識） ・復元遺構 ・情報提供施設（記名板、説明板、規制板など） ・ガイダンス施設（小牧山城史跡情報館） ・体験学習施設（小牧市歴史館、土塁断面展示施設、小牧山模型） ・修景施設（芝生など） ・小牧山の歴史等に関わる石碑（間々乳観音出現霊場、小牧公園、御野立聖蹟碑、希望台） ・江戸期以前からある宗教施設（愛宕社、白山神社、八幡神社） ・便益施設（休憩施設、四阿、トイレ、園路など） ・維持管理施設（排水施設など） 取り扱いを検討しておくべき諸要素 <ul style="list-style-type: none"> ・便益施設（老朽化した四阿、老朽化したトイレ、一部園路など） ・史跡にふさわしくない修景施設（植栽など） 史跡の価値に直接関係しない諸要素 <ul style="list-style-type: none"> ・明治期以降の宗教施設、創建時期不明の宗教施設（徳川源公益碑、御嶽神社など） ・小牧山に関係ない施設（青年の家、航空障害灯、国旗掲揚塔、ライトアップ用照明施設、二等三角点、マラソン距離表示板、遊具、電話ボックスなど） ・小牧山の歴史に関係ない石碑、記念碑等（植樹に関する碑など） ・道路（県道小牧春日井線）
	その他の諸要素	小牧山の歴史的要素に関する諸要素 <ul style="list-style-type: none"> ・織田信長の小牧山築城時の採石場（岩崎山） ・小牧山と小牧山城下町の遺構と出土遺物（小牧山城の外堀、城下町遺跡） ・惣構であった城下町の名残を伝える水路（総堀用水） ・織田信長によって創建された神社（小牧神明社） ・小牧・長久手の戦いに関連する碁跡、古戦場跡（蟹清水碁、北外山碁など） 活用を進める上で必要な諸要素 <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供施設（記名標柱、説明板） ・便益施設（駐車場、トイレ、四阿）
史跡指定地の周辺地域を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	小牧山の歴史的要素に関する諸要素 <ul style="list-style-type: none"> ・織田信長の小牧山築城時の採石場（岩崎山） ・小牧山と小牧山城下町の遺構と出土遺物（小牧山城の外堀、城下町遺跡） ・惣構であった城下町の名残を伝える水路（総堀用水） ・織田信長によって創建された神社（小牧神明社） ・小牧・長久手の戦いに関連する碁跡、古戦場跡（蟹清水碁、北外山碁など） 活用を進める上で必要な諸要素 <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供施設（記名標柱、説明板） ・便益施設（駐車場、トイレ、四阿）

3 構成要素の特定

小牧山の史跡指定地およびその周辺地域を構成する諸要素は、以下のとおりである。

史跡指定地を構成する諸要素を、「本質的価値を構成する諸要素」、「本質的価値に準ずる諸要素」、「その他の諸要素」に区分する。「その他の諸要素」は、「保存活用を進める上で必要な諸要素」、「取り扱いを検討しておくべき諸要素」、「史跡の価値に直接関係しない諸要素」とする。

史跡指定地の周辺地域を構成する諸要素を、「本質的価値を構成する諸要素」、「その他の諸要素」に区分する。「本質的価値を構成する諸要素」は、「小牧山の歴史的要素に関する諸要素」、「その他の諸要素」は「活用を進める上で必要な諸要素」とする（図3-1、表3-1）。

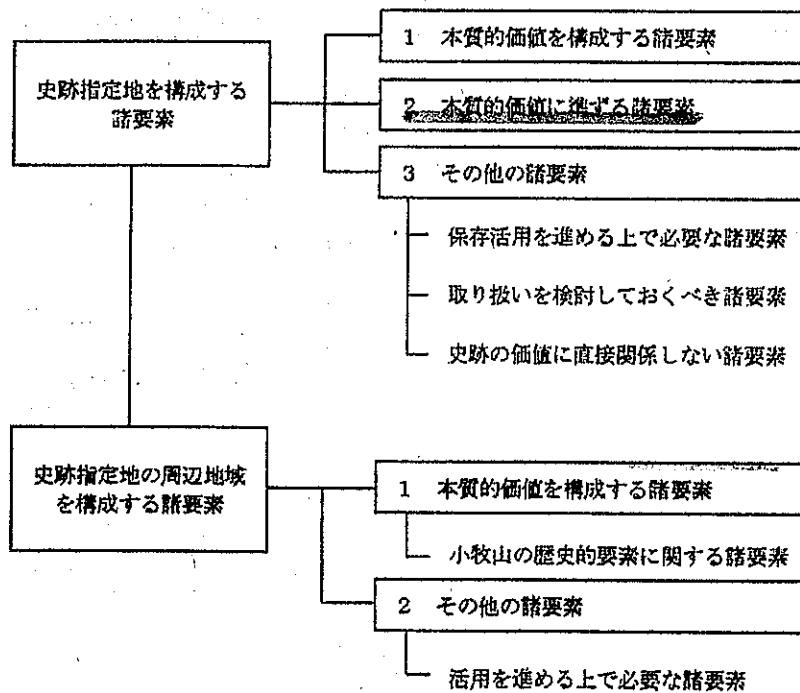


図3-1 構成要素の分類

尾張藩の留山であった山である

江戸時代、尾張藩は、徳川家康が小牧・長久手の戦いで小牧山に本陣を置いたことから、勝利、開運の陣跡として聖跡とし、小牧山を留山として一般の入山を禁止し、大切に保存した。それにより、現代まで良好な状態で城郭遺構が保存されることとなった。

名古屋城築城にあたり石切丁場となった地である

小牧山は、慶長15年（1610）から始まった名古屋城築城において、石垣を構築するための石材の調達先のひとつに選ばれ、近世における小牧山の用途の一端を示している。

小牧山に関わる城郭などとの位置関係を理解できる眺望を有するとともに、緑豊かな環境を有する独立丘である

城であった時の主郭である山頂からは、岐阜城や小牧・長久手の戦いにおける砦跡などが見え、小牧山と歴史的関連の深い地点との位置関係が理解できる。

また、周辺部が都市化していく中で緑豊かな環境を有し、平野の中にある独立丘であり、ランドマークとしても、また、市民の憩いの場としても積極的に利活用されている。

2 史跡指定地の本質的価値に準ずる価値の明示

城として使われたことや石切丁場となった以外にも歴史を有する史跡である

旧石器時代～縄文時代の石器等が確認された。古代には墓所、中世には寺院が営まれ、織田信長による築城以前には、宗教施設として利用されていた歴史を有する山である。

近代以降の小牧山の歴史を物語る歴史的建造物を有する史跡である

小牧山には明治21年（1888）に建てられた創垂館がある。小牧山が、愛知県所有であったときに山頂西側の曲輪に建設され、迎賓館の機能を有していた。創垂館は明治22年（1889）から小牧山とともに尾張徳川家の所有となり、明治～大正期には同家主催の園遊会などが催された。現在は青年の家の東側に移設されている創垂館は小牧山の明治期からの歴史とともにあり、その流れを共有してきており、近代以降の歴史的価値を有するものである。

近代以降の小牧山の歴史を物語る遺構を有する史跡である

太平洋戦争時には、小牧山の西麓に防空壕が造られた。一般的な防空壕よりも規模が大きく、いざという時の軍司令部とその倉庫とする目的で造られたと伝わる。

第3章 史跡小牧山の価値と構成要素

『史跡小牧山整備計画基本構想』(平成11年3月)では、史跡小牧山の価値を以下の通り定めている。

- a) 日本の歴史の表舞台に登場した歴史遺産としての小牧山
・織田信長が築城し、小牧・長久手の戦いで徳川家康が陣城として改修した小牧山は、保存状態の良好な歴史遺産としての価値を有している。
- b) 市民の憩いの場としての小牧山
・小牧山は、これまでの手厚い保護により、都市部の中にあつて広大な濃い緑を残す市民のオアシスとなっている。
- c) 小牧市の顔—ランドマーク—としての小牧山
・小牧山は、尾張平野に孤立して美しくそびえ、その歴史とあいまって、小牧市のシンボリック存在となっている。

今回、本計画策定にあたり、改めて史跡小牧山の価値を、史跡指定地に所在する価値と史跡指定地の周辺地域に所在する価値に区分し、それぞれにおいて本質的価値、さらに史跡指定地では本質的価値に準ずる価値に分けて次のように定めた。

1 史跡指定地の本質的価値の明示

織田信長がはじめて自ら築いた城である

永禄6年(1563)、小牧山に初めて城を築いた信長は、清須から居城を移し、同10年(1567)に稲葉山城(現在の岐阜城)へ移るまでの4年間を過ごした。信長は、現在小牧市歴史館が建つ山頂を主郭とし、主にその西側から南側の山中に曲輪を、山麓の南東側から北側にかけては堀で区画した武家屋敷を配した。大手口は山の南側に設け、大手道は大手口から中腹まで直線的な道が延び、山頂へ向かって一度折れた後は屈曲する道となって主郭へ至る。信長が割普請により築かせた可能性がある石垣は、主郭の周りには二段(一部は三段)の石垣が、さらに主郭下の曲輪や大手道沿いにも巡る(図2-12、2-17、2-21)。

信長が築いた小牧山城は、土の城が主流であった中世城郭から後に総石垣を有する近世城郭への転換点にあたる城であるといえる。

小牧・長久手の戦いで織田信雄・徳川家康連合軍が本陣を置いた場所(山)である

天正12年(1584)に起こった小牧・長久手の戦いでは、羽柴(豊臣)秀吉と対峙する織田信雄・徳川家康連合軍が信長の城に改修を加えて小牧山に本陣を置いた。

現在でも山中には遺構が良好に残り、関ヶ原の戦いに対して「もうひとつの天下分け目」とも評される小牧・長久手の戦いの舞台となった小牧山は、中世から近世を物語る上で欠かせない歴史的価値を有している遺跡である。

第7章 活用

1 方向性

- ・ 史跡の本質的価値及び本質的価値に準ずる価値を顕在化することを主目的とし、市民のみならず史跡来訪者がそれらの価値についてさらに知り、学び、体感できるような活用方法を検討する。
- ・ 史跡指定地は、原則として公開するものとし、来訪者の安全に配慮したうえで利活用を図る。
- ・ 学校教育や生涯学習において、小牧山や地域の歴史と文化を学ぶ場とする。
- ・ 多くの人が史跡に来訪し、史跡に親しみを持ってもらう機会を創出するとともに、庁内組織、関連する地域の各種団体等との連携を進め、様々な立場からの活用を図る。
- ・ 史跡の価値や発掘調査等の調査研究成果を適切に公開していくため、小牧山城史跡情報館（れきしるこまき）を有効利用し、小牧市歴史館との連携も図る。また、印刷物やSNSなどによる情報発信の充実を図る。

2 方法

(1) 小牧山や地域の歴史や文化を学ぶ場の提供

① 学校教育

- ・ 小牧山の歴史を知ってもらうことで、郷土愛を醸成し、郷土に誇りを持てるようにする。
- ・ 史跡小牧山の価値や魅力を学ぶ学校教育教材、学習計画の作成を学校と協力して検討していく。
- ・ 小学生の遠足先として活用してもらうことを継続していく。
- ・ 市教育委員会による文化財出前講座を継続する。

② 生涯学習

- ・ 小牧山城史跡情報館（れきしるこまき）や周辺の公共施設において、史跡小牧山に関する講演会やシンポジウム等を開催する。
- ・ 史跡内で実施する発掘調査や整備について、現地説明会やSNSにより、その成果を公開する。
- ・ 史跡小牧山に関連した史跡めぐり・周遊ルートマップを作成する。
- ・ 体験学習プログラムの作成を検討し、見て、感じてもらうための機会を創出する。
- ・ 市内に点在する文化財と連携し、史跡見学会や史跡ツアーを実施する。

(2) 大学との連携による活用

- ・ 史跡小牧山の価値を対象とする調査研究において、考古学、日本史、城郭史、建築史、地質学等を研究する大学との連携を検討する。

(3) イベント会場や観光資源としての活用

- ・ 市民や地域住民などの自発的なイベント、ボランティア活動、生涯学習活動、健康スポーツ、緑

や自然を生かしたイベント、地域観光振興や商工振興に関するイベント等を行う場としての活用を図る。

- ・貴重な観光資源として、(一社)小牧市観光協会等各種団体やツアー企画と連携した活用を図る。
- ・小牧山城史跡情報館(れきしるこまき)を史跡来訪者の相互交流の拠点として活用するとともに、史跡小牧山の価値を守り伝えて行く場としての活用を図っていく。

(4) ボランティア団体との協働

- ・小牧山城専属のボランティアガイドの配置をボランティア団体と連携して検討する。
- ・史跡内にガイドコースを設定してガイドできるようにする。

(5) 情報発信

- ・市広報、パンフレット、ガイドブックなどの印刷物、ホームページ、SNSなど様々な媒体、機会を活用して史跡小牧山の価値や魅力の情報発信を継続していくとともに、多言語化を検討する。
- ・調査研究により新たな知見が加わり、既存の説明板の内容を更新する必要がある場合には、すみやかな内容の更新に努める。
- ・小牧山城史跡情報館(れきしるこまき)や小牧市歴史館を最新の調査研究結果等の情報発信の拠点として活用する。
- ・旅行事業者、メディア等への史跡小牧山の魅力や史跡小牧山で実施するイベントの情報提供等により、市外への情報発信を強化していく。
- ・小牧市が加盟する全国史跡整備市町村協議会、全国史跡整備市町村協議会東海地区協議会、愛知県史跡整備市町村協議会、織田信長サミット、信長公居城連携協議会等への情報発信を引き続き行う。
- ・現状の史跡小牧山の内容だけでなく、小牧山城下町についても新たな知見が得られ次第情報提供していく。

(6) 他市町村との連携

- ・織田信長や小牧・長久手の戦いに関する城郭、古文書、絵図などの文化財等が所在する市町村と調査研究や観光において連携し、情報交換、イベント開催を行っていく。

表7-1 構成要素ごとの現状と課題（史跡指定地を構成する諸要素／本質的価値を構成する諸要素）

名称		活用の現状	活用の課題	活用の方法		
史跡指定地を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	織田信長の築城から居城時に該当する遺構、その時期に該当する出土遺物	曲輪	<ul style="list-style-type: none"> ・全て一般に公開している。 ・現地に記名板、説明板を設けている部分がある。 ・主郭地区の発掘調査で確認した遺構については、パンフレットを作成し説明している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての遺構を公開していない。 ・現地における説明板は、すべての遺構について設置してあるわけではない。 ・既存説明板で、発掘調査の進展に合わせて更新する必要があるものがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り遺構を公開する。公開することが困難な場合は、復元して公開することを検討する。 ・内容の更新が必要となった説明板は、更新する。 ・発掘調査の現地説明会、印刷物、SNSにより情報を発信する。
			虎口	<ul style="list-style-type: none"> ・公開していない。 ・パンフレットを作成して説明している。 		
			石垣	<ul style="list-style-type: none"> ・露頭部分は一般に公開している。 ・記名板、説明板を設けている部分がある。 ・パンフレットを作成して説明している。 		
			土塁	<ul style="list-style-type: none"> ・公開していない。 ・説明板を設けている部分がある。 		
			切岸	<ul style="list-style-type: none"> ・一部公開している。 ・パンフレットを作成して説明している。 		
			堀（空堀）	<ul style="list-style-type: none"> ・復元して公開している部分がある。 		
			遺構（上記以外）	<ul style="list-style-type: none"> ・公開していない。 ・説明板を設けている部分がある。 		
			出土遺物	<ul style="list-style-type: none"> ・小牧山城史跡情報館で一部を展示している。 		
	小牧・長久手の戦いにおいて織田信雄・徳川家康連合軍が陣城とした時期に該当する遺構、その時期に該当する出土遺物	曲輪	<ul style="list-style-type: none"> ・一般公開している。 ・現地に説明板を設けている部分がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地における説明板は、すべての遺構について設置してあるわけではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査の現地説明会、印刷物、SNSにより情報を発信する。 	
		土塁				
		虎口				
		切岸				
		堀（空堀）				
		遺構（上記以外）	<ul style="list-style-type: none"> ・公開していない。 ・現地に説明板を設けている部分がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての遺構を公開していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り遺構を公開する。公開することが困難な場合は、復元して公開することを検討する。 ・発掘調査の現地説明会、印刷物、SNSにより情報を発信する。 	
出土遺物	<ul style="list-style-type: none"> ・小牧山城史跡情報館で一部を展示している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの出土遺物を公開することを検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの出土遺物を公開することを検討する。 			
名古屋城築城時に石切下場となったことを物語る地上および地下の遺物	矢穴・刻印が残る石	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査で全体を確認した後、下部のみ埋戻して上部は公開している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・銅像の台座により石材の価値をわかりやすく伝えにくくなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・銅像の所在を検討する必要がある。 		

名称		活用の現状	活用の課題	活用の方法
史跡指定地を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素 現在まで残る小牧山の地形、植物	地形、樹木等 ・尾張平野を一望できる主要眺望地点である山頂は一般公開している。 ・まち中に存在する貴重な緑地であり、市民の憩いの場となっている。 ・樹木により眺望が遮られている部分がある。	・眺望を遮る樹木は、状況を見極めて除去し、眺望を確保する必要がある。	・整備や樹木整備基本計画等との整合をとりつつ、適切な利活用を図っていく。

表7-2 構成要素ごとの現状と課題（史跡指定地を構成する諸要素／本質的価値に準ずる諸要素）

名称		活用の現状	活用の課題	活用の方法	
史跡指定地を構成する諸要素	本質的価値に準ずる諸要素 織田信長の前に該当する遺構、その時期に該当する出土遺物	中世の遺構	・説明板により説明している。	・実見できない。	・説明板、印刷物による情報発信を継続する。
		出土遺物	・出土遺物は保管しており、一部を小牧市歴史館、小牧山城史跡情報館で展示している。	・より多くの出土遺物を公開することを検討する必要がある。	・より多くの出土遺物を公開することを検討する。
		創垂館	・平成24年(2012)8月以降現在まで老朽化に寄る耐震不足のため一般公開(利用)していない。	・修理工事を行い、一般公開を再開し、その価値を周知していく必要がある。	・修理工事を行い、一般公開を再開し、その価値を周知していく。
		防空壕	・特に活用していない。	・活用する方法を検討する必要がある。	・活用する方法を検討する。
	近代以降の小牧山の歴史を物語る史的建造物				
	近代以降の小牧山の歴史を物語る遺構				

表7-3 構成要素ごとの現状と課題（史跡指定地を構成する諸要素/その他の諸要素）

名称	活用の現状	活用の課題	活用の方法
管理施設 (標識など)	・法律に基づく標識は設置しているが、説明板は内容が不足している。	・説明板の内容を満たす必要がある。	・説明板の内容を満たす。
復元遺構	・常時公開している。	・正確に情報が伝わっているとは限らない。	・正確に情報が伝わるように情報発信する。
情報提供施設 (サイン、掲示板)	・記名、案内、誘導、説明、規制の各情報を提供している。 ・デザインの統一がとれていない。 ・ほとんどが日本語表記である。	・外国人に分かりやすい言語表記になっていない。 ・Wi-Fi 利用施設等の設置が求められる。	・外国人に分かりやすい言語表記にする必要がある。
ガイダンス施設 (小牧山城史跡情報館)	・開館時間は午前9時から午後5時である。 ・休館日が設けてある。 ・無料の交流サロン等と有料の常設展示室等がある。		・最新の調査研究結果等の情報発信の拠点とする。
体験学習施設 (小牧市歴史館)	・開館時間は午前9時から午後4時30分である。 ・休館日が設けてある。 ・無料の休憩スペース、フォトスポット等と有料の常設展示室、展望室がある。	・登山が難しい来訪者が利用できない。	・最新の調査研究結果等の情報発信の拠点とする。
体験学習施設 (土壘断面展示施設)	・常時公開している。	・正確に情報が伝わっているとは限らない。	・正確に情報が伝わるように情報発信する。 ・情報発信して周知する。
体験学習施設 (小牧山模型)	・常時公開している。		
修景施設 (芝生、植栽)	・常時公開している。	・遺構表現をしている植栽の意味が十分に伝わっていない。	
小牧山の歴史等に関わる石碑(間々乳観音出現霊場の碑等)	・常時公開している。	・有益な活用をする必要がある。	
江戸期以前からある宗教施設(愛宕社等)	・外観は常時見学できる。	・有益な活用をする必要がある。	・情報発信して周知する。
便益施設 (休憩施設)	・日中のみ利用可能である。	・いたずらによる施設のき損により利用できない場合がある。 ・ゴミが放置されていることがある。	・いたずらやゴミ放置の防止策を検討する必要がある。
便益施設 (四阿)	・常時利用可能である。 ・統一的なデザインになっていない。	・統一的なデザインにする必要がある。	・更新時に統一的なデザインを検討する。
便益施設 (トイレ)	・屋外トイレは常時利用可能で、施設内のトイレは開館時間のみ利用可能である。 ・大部分が多目的な利用に対応していない。 ・団体客が同時に利用できる規模ではない。 ・統一的なデザインになっていない。	・多目的な利用に対応していく必要がある。 ・故障が発生した場合は、早急な修繕が必要がある。	・更新時に多目的な利用に対応させる。 ・故障が発生した場合は早急に修繕する。 ・更新時に統一的なデザインを検討する。

史跡指定地を構成する諸要素

その他の諸要素

保存活用を進める上で必要な諸要素

		名称	活用の現状	活用の課題	活用の方法
史跡指定地を構成する諸要素	保存活用を進める上で必要な諸要素	便益施設 (園路)	<ul style="list-style-type: none"> ・麓と山頂を結ぶ管理道がある。 ・大手道がある。 ・中腹と勝手口を結ぶ園路がある。 ・東西に遊歩道、南東麓と北麓を結ぶ管理道がある。 ・西麓は仮整備の園路がある。 ・上記管理道、各園路に通じる園路がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現園路では、麓を一周できない。 ・車いすやベビーカーの利用は麓の舗装園路に限られている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理道は舗装することを検討する。
		便益施設 (ベンチ、緑台、スツール)	<ul style="list-style-type: none"> ・常時利用可能である。 ・統一的なデザインになっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いたずらによる施設のき損を防止し、利用者に不便をかけないようにする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いたずらの防止策を検討する必要がある。
		便益施設 (照明灯)	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡公園内には、景観に配慮した照明灯を設置している。 ・明暗に反応して点灯、消灯するもの、タイマーにより点灯、消灯するものがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・故障が発生した場合は、早急な修繕が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・故障が発生した場合は早急に修繕する。
		便益施設 (電気設備)	<ul style="list-style-type: none"> ・建造物や公園の利用のための設備が設置されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・故障が発生した場合は、早急な修繕が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・故障が発生した場合は早急に修繕する。
		便益施設 (水飲み)	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な施設の周辺に整備している。 ・いたずらでき損することがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・故障が発生した場合は、早急な修繕が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・故障が発生した場合は早急に修繕する。
		維持管理施設 (排水施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・常時利用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不具合が発生した場合は、早急に対応する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不具合が発生した場合は早急に対応する。
	取り扱いを検討しておくべき諸要素	便益施設 (老朽化した四阿)	<ul style="list-style-type: none"> ・常時利用可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化して利用者に不便が生じている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・撤去する。
		便益施設 (老朽化したトイレ)	<ul style="list-style-type: none"> ・常時利用可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的な利用に対応していない。 ・不具合が発生した場合は、早急に対応する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建て替えを検討している。
		便益施設 (園路)	<ul style="list-style-type: none"> ・常時利用可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・路面が荒れて利用しにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕を行なう。
		史跡にふさわしくない修景施設 (植栽)	<ul style="list-style-type: none"> ・常時公開している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活用できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・撤去する。

名称		活用の現状	活用の課題	活用の方法	
史跡指定地を構成する諸要素	史跡の価値に直接関係しない諸要素 その他の諸要素	明治期以降、創建時期不明の宗教施設（小牧山稲荷神社、御嶽神社）	・史跡にとって有益な活用をしていない。	・史跡にとって有益な活用方法を検討する必要がある。	・史跡にとって有益な活用方法を検討する。
		明治期以降の宗教施設（徳川源明公墓碑）	・常時公開している。 ・説明板を設置している。		
		小牧山の歴史に関係ない施設（奇年の家）	・一般利用を行っている。 ・創垂館を付属施設としている。	・史跡にとって有益な活用ができない。	・史跡に関する情報提供を行う方法を検討する。
		小牧山の歴史に関係ない施設（航空障害灯、国旗掲揚塔、照明施設、二等三角点、マラソンコース距離表示板、遊具、電話ボックス）	・史跡にとって有益な活用をしていない。		・史跡にとって有益な活用ができない。
小牧山の歴史に関係ない石碑、記念碑（植樹に関する碑など）			・史跡にとって有益な活用ができない。		

第9章 運営・体制の整備

1 方向性

史跡小牧山の保存、活用を適切に進めていくため、市教育委員会をはじめ庁内関係部署、学校、有識者、関係機関に加え、市民、ボランティアなど様々な主体と連携した、効果的な運営、体制を整備する。

2 方法

(1) 担当部署の体制

史跡小牧山の保存、活用、整備については、市教育委員会小牧山課が中心となっていく。史跡整備地内の施設は、市教育委員会文化財課、こども未来部こども政策課、健康生きがい支えあい推進部文化・スポーツ課が、それぞれ所管する施設ごとに維持管理を担う。本計画策定後、新たな整備計画を進めるにあたっては、その後の管理も含め十分検討し役割分担を明確にする。

また、小牧山課は、史跡小牧山の観光資源としての活用では地域活性化営業部シティプロモーション課と、創垂館の活用ではこども政策課と、小牧市歴史館、小牧山城史跡情報館（れきしるこまき）の活用では文化財課と連携を図りながら、さまざまな観点からの活用を効果的に進めていく。その他、史跡小牧山や関連する遺跡等の調査研究は、文化財課、小牧山課が研究機関等と連携しつつ、有識者、文化庁等の指導、助言を受けながら計画的に進める。

第6章保存（保存管理）3 現状変更等の取り扱い（3）現状変更等の手続きで明確化したとおり、現状変更等を行おうとする者は、小牧山課を最初の窓口として、内容によっては愛知県、文化庁と事前協議する。小牧山課は、現状変更等に対する意見付けを行い、現状変更実施中には現地における立会いを行う。現状変更申請においては、文化財課は、小牧山課からの意見を基に愛知県、文化庁への進達、市教育委員会における可否判断を行う。

表9-1 担当部署の役割分担

項目	主たる担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・保存、活用、整備に関すること ・現状変更等に関すること（事前協議、立会等） ・小牧山利用届に関すること ・樹木管理に関すること 	小牧山課
<ul style="list-style-type: none"> ・小牧市歴史館に関すること ・小牧山城史跡情報館（れきしるこまき）に関すること ・現状変更等に関すること（審査、許可等） 	文化財課
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>青年の家、創垂館に関すること</u> 	<u>こども政策課</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・観光資源としてのPR、活用、観光誘致に関すること 	シティプロモーション課
<ul style="list-style-type: none"> ・ランニングコースに関すること 	文化・スポーツ課

(2) 庁内関係部署、学校等との連携

史跡小牧山の保存、活用にあたり、文化財、学校教育、生涯学習、スポーツ、健康、観光、都市計画、交通、防災などの分野を担当する庁内各部署、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、大学等と情報共有及び意思疎通をすることで連携を図る。

(3) 有識者、関係機関との連携

史跡小牧山の保存を適切に行い、活用、整備を進めていくために、有識者で構成された委員会等で協議するとともに、文化庁、愛知県による指導・助言を受けることで連携を図る。

(4) 多様な主体との連携

史跡小牧山の活用については、市民、ボランティア、地域活動団体などとも連携を図っていく。地域活動団体との連携については、地域アイデンティティの醸成に寄与することを目的とし、イベントやワークショップを企画・運営する団体等との協力体制も検討する。

また、史跡小牧山や関連する遺跡の積極的な情報発信では、テレビや新聞などのマスメディアとの連携を図る。

